

沿岸広域振興局長告示第117号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年11月6日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
下閉伊郡山田町山田第10地割3番15、3番16、3番21、 3番26及び3番28	32.15	4.15	平成27年10月23日

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び山田町役場に備えておいて縦覧に供する。